

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する IPv4 インターネット接続サービス（以下「IPv4 サービス」といいます。）および BBIX 株式会社（以下「BBIX」といいます。）が提供する IPv6 インターネット接続サービス（以下「IPv6 サービス」といいます。）のオプションサービスである、光 BB ユニットサービスの利用に関し適用されるものとします。
2. 光 BB ユニットサービスの提供にあたり、本規約に定めのない事項については、「IPv4 インターネット接続サービス利用規約」（以下「IPv4 サービス規約」といいます。）または「IPv6 インターネット接続サービス利用規約」（以下「IPv6 サービス規約」といいます。）が準用されるものとします。なお、準用される規約は、会員の利用する接続方式により決定されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

### 第2条 (用語の定義)

- (1) 「光 BB ユニット」とは、光 BB ユニットサービスを利用するために必要な接続機器として、当社または提携事業者が会員に対してレンタルする宅内端末機器をいいます。
- (2) 「光 BB ユニットサービス」とは、光 BB ユニットに内蔵された無線 LAN サービス、ひかり電話機能の総称をいいます。
- (3) 「無線 LAN サービス」とは、無線通信を利用してデータの送受信を行うことが可能となるサービスをいいます。
- (4) 「ひかり電話機能」とは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供するひかり電話サービスが利用可能となる機能をいいます。
- (5) 「BB フォン」とは、当社または提携事業者が提供する、会員の電話機等から入力された音声等をデジタル化して、通話を行えるサービスおよびこれに附帯するオプションサービスの総称をいいます。
- (6) 「利用契約」とは、光 BB ユニットサービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (7) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した光 BB ユニットサービスの利用者をいいます。

す。

- (8) 「NTT 東西」とは、NTT 東日本と NTT 西日本の両方またはどちらか一方をいいます。
- (9) 「フレッツ光」とは、NTT 東西の「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスのうち、当社が別途定めたサービスをいいます。
- (10) 「提携事業者」とは、インターネット接続サービスの提供を行い、また当社を代行して本サービスに関する契約事務を行う、当社指定の電気通信事業者をいいます。
- (11) 「提携事業者サービス」とは、提携事業者が会員に対して提供する IPv4 サービスまたは IPv6 サービスを利用したインターネット接続サービスをいいます。
- (12) 「ホワイト光電話」とは、ソフトバンク株式会社が「IP 電話サービス契約約款」に基づき提供する IP 電話サービスをいいます。

## 第2章 光 BB ユニットサービスの提供

### 第3条 (光 BB ユニットサービスの提供範囲)

1. 当社は、利用契約を締結した会員に対し、以下のサービスを提供するものとします。
  - (1) 無線 LAN サービス
  - (2) ひかり電話機能
2. 光 BB ユニットサービスが利用できるのは、光 BB ユニットの電源が投入されている状態である場合のみとします。

### 第4条 (ファームウェアのバージョンの更新)

1. 当社は、光 BB ユニットサービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合において、光 BB ユニットサービスを提供するために光 BB ユニットが当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（光 BB ユニットがフレッツ光回線に接続され、かつ、光 BB ユニットの電源が投入状態である必要があります。）、光 BB ユニットに含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して光 BB ユニットが正常に作動しなくなった場合、当社より光 BB ユニットがレンタルされる会員においては、本規約第 20 条の定めが準用されるものとします。提携事業者より光 BB ユニットがレンタルされる会員においては、提携事業者の定める規定が準用されるものとします。

## 第3章 利用契約

### 第5条 (利用契約の申し込みと成立)

1. 光 BB ユニットサービスの申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、提携事業者を経由して当社に対し行うものとします。

2. 光 BB ユニットサービスの利用契約は、当社がかかる申し込みを承諾した日をもって成立するものとします。ただし、NTT 東日本または、NTT 西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、光 BB ユニットサービスのうちひかり電話機能の契約に関しては、当社に対し申告した利用開始日をもって成立するものとします。

#### 第6条 (利用契約の終了)

1. 光 BB ユニットサービスの利用契約の解約、解除等は本規約に定めるほか IPv4 サービス規約または IPv6 サービス規約に準じるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、光 BB ユニットサービスの利用料金については、サービス契約終了日が属する月の末日まで発生するものとします。
3. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、提携事業者サービス、IPv4 サービス、IPv6 サービスもしくは光 BB ユニットのレンタル契約が終了した場合、または (iii) IPv4 サービスもしくは IPv6 サービスの利用契約が成立しなかった場合には、光 BB ユニットサービスの利用契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。ただし、ひかり電話機能および無線 LAN サービスを利用している会員が、いずれか一方の利用契約のみ解約した場合は、もう一方のサービスの利用契約は終了しないものとします。

### 第4章 雑則

#### 第7条 (個人情報等の保護)

会員の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>)に従い適切に実施します。

#### 第8条 (準拠法および管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第5章 利用料金等

#### 第9条 (本章の適用)

本章は、当社より光 BB ユニットがレンタルされる場合にのみ適用されるものとします。

#### 第10条 (料金等)

光 BB ユニットレンタル料金および光 BB ユニットサービスの利用料金は、別途定める「料金表」

によるものとし、会員は毎月の利用料金を支払うものとし、

#### 第11条（料金の支払い方法等）

1. 当社は、会員が光 BB ユニットレンタル料金および光 BB ユニットサービスの利用料金、次項に定める延滞利息、第 18 条および第 20 条第 1 項に定める違約金および修理交換料金、その他本規約に基づく会員に対する債権の請求および受領行為を第三者に委託することができるものとし、
2. 会員は、当社に支払うべき金額を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとし、

### 第6章 当社による光 BB ユニットのレンタル

#### 第12条（本章の適用）

本章は、当社より光 BB ユニットがレンタルされる場合にのみ適用されるものとし、

#### 第13条（光 BB ユニットのレンタル）

1. 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル申し込みがなされたものとし、
  - (1)光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合。
  - (2)BB フォンの申し込みを行った場合。
  - (3)無線 LAN サービスの申し込みを行った場合。
  - (4)ひかり電話機能の申し込みを行った場合。
  - (5)ホワイト光電話の申し込みを行った場合。
2. 会員にレンタルされる光 BB ユニットは、当社が選択・決定するものとし、また、会員にレンタルされる光 BB ユニットは、第 20 条の場合を除き、変更、取替えができないものとし、

#### 第14条（レンタル契約の申し込みと成立）

1. 光 BB ユニットのレンタルの申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、
2. 光 BB ユニットのレンタル契約は、当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日をもって成立するものとし、
3. 無線 LAN サービス単独、ひかり電話機能単独、BB フォン単独またはホワイト光電話単独での申し込みはできず、光 BB ユニットのレンタルも必要になるものとし、

#### 第15条（レンタル契約の終了）

1. 光 BB ユニットのレンタル契約の解約、解除等は本規約に定めるほか IPv4 サービス規約に準じるものとし、
2. 前項の定めにかかわらず、光 BB ユニットのレンタル料金については、光 BB ユニットのレン

タル契約終了日が属する月の末日まで発生するものとします。

3. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、提携事業者サービス、IPv4 サービスもしくは IPv6 サービスの利用契約が終了した場合、または (iii) 提携事業者サービス、IPv4 サービスもしくは IPv6 サービスの利用契約が成立しなかった場合には、光 BB ユニットのレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。

#### 第16条（課金開始日）

光 BB ユニットのレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。

- (1) 提携事業者サービスの申し込みと同時に光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合、レンタル料金の発生時期は提携事業者サービスの課金開始日に準じるものとします。
- (2) 会員が提携事業者サービスの申し込み後に光 BB ユニットの申し込みを行った場合は、当社が光 BB ユニットのレンタルの申し込みを受諾した日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日または提携事業者サービスの課金開始日のいずれか遅い日が課金開始日となります。

#### 第17条（会員の義務）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、光 BB ユニットの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)光 BB ユニットの第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
  - (2)光 BB ユニットの分解、解析、改造、改変等
  - (3)光 BB ユニットの損壊、破棄、紛失、滅失等
  - (4)光 BB ユニットの著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
  - (5)契約外の不正使用
  - (6)光 BB ユニットの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7)光 BB ユニットの日本国外持ち出し
2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。

#### 第18条（光 BB ユニットサービス終了等に伴う返還）

1. 本規約に基づく光 BB ユニットのレンタル契約が終了した場合、提携事業者サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、光 BB ユニットを当社に返還するものとします。ただし、無線 LAN サービスを利用している会員が無線 LAN サービスのみを解約する場合、ひかり電話機能を利用している会員がひかり電話機能の利用契約のみを解約する場合、またはホワイト光電話を利用している会員が、ホワイト光電話の利用契約のみを解約する場合は、この限りではありません。なお、光 BB ユニットの返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に光 BB ユニットに故障等が発生した場合、光 BB ユニットの修理交換料金等は会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず光 BB ユニットのレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日（20

日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに光 BB ユニットが当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

### 第19条 (光 BB ユニットの譲渡等)

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づく光 BB ユニットサービスの契約における当社の契約上の地位を、光 BB ユニットの所有権とともに第三者に譲渡することができます。
  - (1) 契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、および (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも 1 週間前に行うものとします。
  - (2) 電子メールによる配信および郵便による配達のいずれもがなされず、またはこれらの内容を確認する機会がなかったと当社が合理的に判断した会員は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。
  - (3) 会員は、ホームページへの掲載のなされた日から 2 か月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記 2 か月の期間内に当社に到達した場合には、当該会員については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。
  - (4) 当社は、ホームページの掲載のなされた日から 3 か月の期間内に上記(1)に定める方法により会員に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、会員は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。
  - (5) 予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行なわれなかった事実について速やかに会員に通知します。
  - (6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために光 BB ユニットの占有するものとします。ただし、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。
  - (7) 上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、および上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める 2 か月の期間の満了時において、当社は、契約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします (なお、本規約に基づく光 BB ユニットサービスの契約上の地位を譲り受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第 7 条の規定に当然従うこととなります。)。ただし、上記 2 か月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社が当該事実を知った後遅

滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第20条（光BBユニットの故障等）

1. 会員にレンタルされた光BBユニットが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該光BBユニットを正常な光BBユニットと取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた光BBユニットを当社が指定する場所に送付するものとします（光BBユニットが全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、光BBユニットの故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。
2. 光BBユニットの故障等に関して、当社は前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。光BBユニットの故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。ただし、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より光BBユニットの修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

## 第21条（無線LANサービスの料金）

無線LANサービスの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。

- (1) 提携事業者サービスの申し込みと同時に無線LANサービスの申し込みを行った場合、利用料金の発生時期は提携事業者サービスの課金開始日に準じるものとします。
- (2) 会員が提携事業者サービスの申し込み後に無線LANサービスの申し込みを行った場合は、無線LANサービスの申し込みを行った日から起算して7日後が属する月の翌月1日または提携事業者サービスの課金開始日のいずれか遅い日が課金開始日となります。

## 第22条（ひかり電話機能の料金）

1. 本条は、光BBユニットの有償オプションサービスであるひかり電話機能の利用に関し適用されるものとします。
2. ひかり電話機能の利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。
  - (1) 提携事業者サービスの申し込みと同時にひかり電話機能の申し込みを行った場合、利用料金の発生時期は提携事業者サービスの課金開始日に準じるものとします。ただし、NTT東日本または、NTT西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、提携事業者サービスの課金開始日または当社に対して申告した利用開始日のいずれか遅

い日とします。

- (2) 会員が提携事業者サービスの申し込み後にひかり電話機能の申し込みを行った場合は、ひかり電話機能の申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日または提携事業者サービスの課金開始日のいずれか遅い日が課金開始日となります。ただし、NTT 東日本または、NTT 西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、提携事業者サービスの課金開始日または当社に対して申告した利用開始日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。
3. 天災地変等当社の責に帰さない事由により、ひかり電話機能が利用できなくなった場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
  4. ひかり電話機能の不具合等、当社の責に帰すべき事由により、ひかり電話機能が全く利用できない状態になった場合は、その状態にあることを当社が知った時から起算して 72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、24 時間ごとに日数を計算し (24 時間に満たない時間については切り捨てます)、その日数に対応するひかり電話機能の利用料金を限度として会員の損害賠償請求に応じるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。
  5. NTT 東日本または、NTT 西日本の提供するひかり電話が利用できなくなった場合において、会員の請求に基づき当社の係員を派遣した結果、その原因が当社の責に帰すべき事由によらないことが判明した場合は、派遣に要した費用を会員に請求する場合があります。この場合の額は派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額とします。

## 第7章 提携事業者による光 BB ユニットレンタルに関する特約

### 第 2 3 条 (特約の適用)

本章は、提携事業者より光 BB ユニットがレンタルされる場合にのみ適用されるものとします。

### 第 2 4 条 (光 BB ユニットサービスの提供条件)

当社は、会員が提携事業者と光 BB ユニットのレンタル契約を締結することを、光 BB ユニットサービスの提供条件とします。

### 第 2 5 条 (提携事業者の定める条項)

本章が適用される会員に関しては、本規約の第 1 章乃至第 4 章および本章のみ適用されるものとします。

### 第 2 6 条 (問い合わせ等)

1. 提携事業者よりレンタルされる光 BB ユニットを利用する会員に関しては、光 BB ユニットレンタルおよび光 BB ユニットサービスに関する問い合わせは、提携事業者に行うものとします。
2. 提携事業者の定める規約の規定が適用される事項について疑義が生じた場合は、会員と提携事業者との間で解決するものとし、当社は一切関与しないものとします。

(2011 年 2 月 18 日制定実施)



(2011年5月16日改定実施)

(2011年6月6日改定実施)

(2014年3月1日改定実施)